

毎週月、水、金曜日発行

富 山 県 報

平成27年 4 月 3 日

金 曜 日

号 外

目 次

公 告

○指定希少野生動植物の指定に係る公聴会の開催

1

○富山県希少野生動植物保護条例に基づく指定案の縦覧

公 告

指定希少野生動植物の指定に係る公聴会の開催

富山県希少野生動植物保護条例（平成26年富山県条例第47号）第8条第5項の規定により次のとおり公聴会を開催するので、富山県希少野生動植物保護条例施行規則（平成27年富山県規則第5号）第4条第1項の規定により公示する。

平成27年 4 月 3 日

富山県知事 石 井 隆 一

1 開催日時

平成27年 4 月 20 日 午後 2 時から午後 3 時まで

2 開催場所

富山県民会館704号室

3 意見を聴こうとする案件

指定希少野生動植物の指定について

富山県希少野生動植物保護条例に基づく指定案の縦覧

富山県希少野生動植物保護条例（平成26年富山県条例第47号）第8条第1項の規定により指定希少野生動植物を指定しようとするので、同条第3項の規定により次のとおり公告し、その案を公衆の縦覧に供する。

平成27年4月3日

富山県知事 石 井 隆 一

1 指定希少野生動植物として指定しようとする種

種及び亜種の名称	指定しようとする理由
ミナミアカヒレタビラ	二枚貝の生息する流れの緩やかな河川等に生息するが、生息地が著しく減少している。 観賞目的の捕獲圧が高く絶滅も危惧されており、特に保護を図る必要があるため、指定希少野生動植物に指定する。

2 指定の案の縦覧場所及び期間

(1) 縦覧場所

富山県生活環境文化部自然保護課

(2) 縦覧期間

平成27年4月3日から平成27年4月17日まで

3 指定の案に対する意見書の提出

(1) 意見書の提出先

ア 郵送の場合

〒930-8501 富山市新総曲輪1番7号

富山県生活環境文化部自然保護課野生物係

イ ファクシミリの場合

076-444-4430

(2) 意見書の提出期限

平成27年4月17日

(3) 意見書の提出方法

郵送（郵送の場合は、提出期限までに必着とすること。）又はファクシミリのいずれかの方法で意見書を提出すること。なお、氏名、住所（法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）、電話番号及び利害関係の内容を必ず明記すること。

4 問い合わせ先

富山県生活環境文化部自然保護課野生生物係

076-444-3397
